

令和四年度第一回（四月）

諫早市農業委員会総会

議事録

令和4年度諫早市農業委員会 第1回総会議事録

1 開催日時 令和4年4月28日(木) 開会 午後3時30分～閉会 午後5時00分

2 開催場所 諫早市役所 本館5階 大会議室

3 出席委員(16人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農 業 委 員 1番 池田つや子 2番 久保 繁 3番 中尾貞治

5番 立森和富 6番 前田貞松 7番 中川一範

8番 松尾正晴 11番 中島康範 12番 松本秀徳

13番 陣野昭則 14番 山口廣三 15番 澤久 進

17番 池田武弘 18番 野副栄治

4 欠席委員(4人) 4番 久本純造 9番 長谷川 博 10番 山口勇満

16番 周防克己

5 付議事件

第1号 令和3年度事業報告承認の件

第2号 令和4年度事業計画(案)承認の件

第3号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第5号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第6号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第7号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

第8号 地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理通知の取消願の件

第5号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第6号 農業用施設届出書受理の件

7 そ の 他

8 事務局

局長 宇野和利 次長 増山義洋 主任 半田智也
事務職員 中山幸一 事務職員 山内 裕

9 議 事

(開会)

事務局 長

定刻となりましたので、ただいまから「令和4年度諫早市農業委員会第1回総会」を開会いたします。皆様ご起立の上、国旗・市旗にご注目ください。

(掛け声「一同礼」)

ご着席ください。

本日は、公務ご多用の中、ご来賓として、諫早市長大久保潔重様にご出席をいただいておりますので、ご紹介いたします。

また、松落農林水産部長様をはじめ農林水産部幹部職員の皆様にもご出席いただいております。幹部職員につきましては、あともってご紹介いたしたいと思っております。

それでは開会にあたり、諫早市農業委員会 会長 山開博俊がご挨拶申し上げます。

会 長

(会長挨拶)

事務局 長

続きまして、諫早市長大久保潔重様より、ご挨拶を賜わりたいと存じます。

市 長

(市長挨拶)

事務局 長

有り難うございました。ご来賓の大久保市長様は、公務の都合によりここで退席されます。お忙しい中、誠にありがとうございました。

(市長退席)

事務局 長

それではあらためまして、本日ご出席の農林水産部の幹部職員のご紹介をいたします。松落農林水産部長様でございます。ほかの幹部職員の紹介につきましては、松落部長様よろしく願いいたします。

(農林水産部幹部紹介)

事務局 長

有り難うございました。松落部長様をはじめ、農林水産部幹部職員の皆様は、公務のため、ここで退席となります。お忙しい中、ありがとうございました。

(農林水産部幹部職員退席)

事務局

総会会場の配置を変更しますので、しばらくお待ちください。

(会場配置変更)

事務局

それでは、開会の宣言と議事の進行につきまして、会長よろしく願いいたします。

議 長

これより、令和4年度諫早市農業委員会第1回総会を開会いたします。

総会の定足数について、事務局より報告願います。

事務局

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、16名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、4番・久本純造委員、9番・長谷川博委員、10番・山口勇満委員、16番・周防克己委員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長 異議なしということでありますので、議事録署名人に5番・立森和富委員、14番・山口廣三委員のご両人をお願いいたします。それでは、議事に入りますが、議事進行上発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言願います。また、発言は、簡明に、議題外又はその範囲を越えないように願います。

（議案第1号） それでは、議案第1号「令和3年度 事業報告承認の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「令和3年度 事業報告承認の件」を説明いたします。

令和3年度は、農地利用状況調査の結果に基づき、遊休農地の所有者に利用意向調査、荒廃農地の所有者に非農地通知を行い、守るべき農地の明確化を推進しました。さらに、コロナ禍で委員活動が制限されるなか、農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など利用の最適化を推進いたしました。また、農業者年金への加入推進活動においては、新規加入者の目標人数を達成しております。

項目ごとの活動でございますが、1番の会議の開催は、総会において農地法に基づく各種申請や農用地利用計画変更に伴う審議、農用地利用配分計画に対する回答などを行ないました。また、総会前に地区別協議会を開催し、地元精通した農地利用最適化推進委員の意見を聴取し、審議を行ったところでございます。

2番の農地関係業務は、各種申請書の審査等を行い、適正な事務処理に努めました。また農地利用状況調査で、所有者等の貸付などの意向を確認し、その情報を公社へ提供して、借受け希望者へのあっせんをしております。農地の流動化推進については、貸し手・借り手からのあっせん依頼を受け、担い手への権利設定を推進しました。遊休農地の解消については、農地中間管理機構等と連携し、認定農業者等へのマッチングを行いました。

3番の農政関係業務は、3年度の活動計画に基づき実施したところでございます。担い手支援、農業後継者への相談・支援、農業者年金への加入推進、家族経営協定の締結推進、女性農業委員の活動支援等の活動を行っております。広報業務では、農業委員会だよりを年2回発行しており、このほか農業新聞の購読推進も併せておこなっております。

4番の行政機関等への意見書の提出では、頂いた意見を基に運営委員会を開催し、内容協議のうえ11月に会長以下6名の委員が参加し、市に対して提出いたしました。

5番の農地賃借料情報提供は、各地区の調査結果をホームページに掲載いたしております。

最後に6番、委員研修ですが、新型コロナウイルス変異株の蔓延に伴い、昨年に

引き続き、先進地視察研修は中止しましたが、県農業会議が3月に本市で開催した委員研修会へ参加いたしました。第1号議案について、概略を説明させていただきました。具体的な詳細については、別添資料のとおりでございます。以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 議案第1号の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第1号は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第1号は承認することに決定いたします。

(議案第2号) 次に、議案第2号「令和4年度事業計画(案)承認の件」を議題といたします。事業方針(案)、事業計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第2号議案「令和4年度事業方針(案)承認の件」について説明します。

まず4頁の事業方針(案)でございます。現在も新型コロナウイルス変異株の広がりによって、活動が制限されておりますが、引き続き農地利用の最適化の推進に取り組んでいきたいと考えております。内容としては、利用状況調査に基づく、遊休農地の所有者等への意向調査や今年度から法定化される「人・農地プラン」において策定を求められている地域計画に必要な目標地図について、利用の意向等の情報を勘案した素案の作成などとしております。また、農業者の老後の生活安定を図るために、認定農業者などの担い手に対しての農業者年金の加入推進や、行政機関に対する意見書の提出等を、例年同様おこなってまいりたいと考えております。

次に5頁の令和4年度事業計画(案)でございます。1番、会議の開催については、例年同様でございます。

2番、農地関係業務については、農地法等関係業務、農地利用最適化業務を引き続き行っていきます。特に今年度からは、法定化される人・農地プランで策定が求められている、地域計画に必要な目標地図の素案作成という業務や最適化活動の目標設定における点検・評価など新たな業務がございますので、適切に進めていければと思っております。

3番、農政関係業務については、担い手支援や農業後継者等への相談支援、農業者年金の加入推進、家族経営協定締結の推進等について引き続き行って参ります。

それから4番、行政機関等への意見書の提出ですけれども、今年度は、6月か7月に意見の聴取を行い、全体のスケジュールを前倒して実施したいと考えております。

5番、農地賃借料情報提供業務については、例年同様、調査後にホームページ等で情報提供をしていきたいと思っております。

6番、委員研修の実施については、現在もコロナの終息が見えてこない状況ではありますが、感染者数や時期などを注視しながら検討いたします。

以上、議案第2号の概略の説明を終わります。

議長 議案第2号の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第2号は承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は承認することに決定いたします。
(議案第3号) それでは、次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を
議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、本野地区、富川町の農地1筆、1,054㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は3,998㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。
2番、多良見地区、多良見町元釜の農地1筆、2,289㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は22,700.54㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約15分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。
3番、高来地区、高来町東平原の農地1筆、412㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は20,444.75㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に43年間従事され、譲受人宅から申請地までは約300mの位置にありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。
4番、小長井地区、小長井町井崎の農地1筆、331.55㎡について、耕作に便利のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は9,137.55㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約40年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。
5番、小長井地区、小長井町井崎・小長井町田原の農地10筆、計4,278㎡について、賃借していた農地を購入する申請です。権利取得後の農地面積は24,068㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。軽トラックや耕運機等の機械も所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に5年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約30分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。
6番、長田地区、西里町の農地1筆、1,500㎡の内1,499.58㎡について、遊休農地を解消し、営農を行うため賃貸借10年で借り入れる申請です。権利取得後の農地面積は9,210.58㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えて

います。農地所有適格法人の要件は満たされており、トラクターや軽トラック等の機械も所有されております。また、農作業をする役員の数も経験も十分あると思われ、譲受人の会社から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

7番、長田地区、西里町の農地1筆1,500㎡の内1,499.58㎡の上空を営農型太陽光発電施設として利用するため、区分地上権を設定する申請です。申請地については、借入人の承諾があります。農地法第3条第2項ただし書きに記載されている民法第269条の2第1項の地下又は空間を目的とする地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定されるときに該当するため問題はないと思いま。

8番、有喜地区、有喜町の農地1筆542㎡の内541.77㎡の上空を営農型太陽光発電施設として利用するため、区分地上権を設定する申請です。申請地については、所有者の承諾があります。農地法第3条第2項ただし書きに記載されている民法第269条の2第1項の地下又は空間を目的とする地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定されるときに該当するため問題はないと思いま。

9番、高来地区、高来町法川の農地1筆1,035㎡の内1,034.56㎡の上空を営農型太陽光発電施設として利用するため、区分地上権を設定する申請です。申請地については、所有者の承諾があります。農地法第3条第2項ただし書きに記載されている民法第269条の2第1項の地下又は空間を目的とする地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定されるときに該当するため問題はないと思いま。

10番、高来地区、高来町小峰の農地1筆997㎡の内996.55㎡の上空を営農型太陽光発電施設として利用するため、区分地上権を設定する申請です。申請地については、所有者の承諾があります。農地法第3条第2項ただし書きに記載されている民法第269条の2第1項の地下又は空間を目的とする地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定されるときに該当するため問題はないと思いま。議案第3号については以上となっております。

議 長 議案第3号の説明がありましたので、1番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)
議 長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。
委 員 次に、2番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、みかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 2番について、何かご質問はありませんか。
議 長 (「なし」と言う者あり)
議 長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
議 長 (「異議なし」と言う者あり)
議 長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。
委 員 次に、3番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稲、露地野菜を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 3番について、何かご質問はありませんか。
議 長 (「なし」と言う者あり)
議 長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
議 長 (「異議なし」と言う者あり)
議 長 ご異議がないようですので、3番は申請どおり許可することに決定いたします。
委 員 次に、4番と5番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、ブロッコリー、キャベツ、白菜、カボチャ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

委 員 5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、ブルーベリーを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いし

ます。

議 長 4番と5番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番と5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番と5番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、関連がありますので、6番から10番・長田地区、有喜地区、高来地区の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、シキミシバを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

7番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後において、周辺農地等に係る営農条件に支障を生じさせる恐れはないと思います。今後は、毎年の利用状況調査で、作物の生育状況と営農状況を確認することになりますので、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

委 員 8番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後において、周辺農地等に係る営農条件に支障を生じさせる恐れはないと思います。今後は、毎年の利用状況調査で、作物の生育状況と営農状況を確認することになりますので、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

委 員 9番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後において、周辺農地等に係る営農条件に支障を生じさせる恐れはないと思います。今後は、毎年の利用状況調査で、作物の生育状況と営農状況を確認することになりますので、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

10番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後において、周辺農地等に係る営農条件に支障を生じさせる恐れはないと思います。今後は、毎年の利用状況調査で、作物の生育状況と営農状況を確認することになりますので、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 6番から10番について、何か質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、6番から10番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、6番から10番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題とい

(議案第4号) たします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、小野地区、小野島町の田1筆、508㎡について、住宅用地（一般住宅）とする追認の転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地となっております。本件は、平成14年頃に隣接地にあった住居の建て替えに伴い建築したもので、今回、この住宅をリフォームしようと計画していたところ、登記が農地のままであったことが判明したことから、追認の申請をするものです。申請地については、造成はなく土地を現状のまま利用し、雨水については自然流下で側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付されており、追加の資金はありません。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がなされております。

2番、小長井地区、小長井町小川原浦の畑1筆、141㎡について、店舗用地とする追認の転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地となっております。本件は昭和56年頃に、おばが自家用駐車場や物置として利用するための倉庫を建築しました。今回、この物置を改装し、駄菓子屋の店舗として利用するための諸手続きをしていたところ、農地だったことが判明したことから追認の申請をするものです。申請地については、造成はなく土地を現状のまま利用し、雨水については自然流下で側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付されており、資金については残高証明で確認しております。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がなされております。以上で、議案第4号の説明を終わります。

議長

議案第4号の説明がありましたので、1番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員

担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われれます。ご審議の程よろしくお願いします。

議長

1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長

ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長

ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長

次に、2番・小長井地区の委員さん補足説明をお願いします。

委員

担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われれます。ご審議の程よろしくお願いします。

議長

2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長

ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありません

か。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。
議長 長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題と
(議案第5号) いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、諫早地区、天満町の畑1筆718㎡について、太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネルは265枚設置し、パネル設置面積445.79㎡、売電単価は18円となっております。契約内容は賃貸借権設定20年、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地については、造成をせず現状のまま利用し、雨水については自然流下で既存の水路へ放流させます。排水施設の使用についての協議は、水路の管理者である市と協議済でございます。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。なお、借受人が県外の者となっていることから、地区別協議会において、今後の管理に関することについて指摘がありました。確認したところ、地元業者と契約締結しております。

2番、諫早地区、天満町の畑2筆846㎡について、太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネルは223枚設置し、パネル設置面積487.72㎡、売電単価は18円となっております。契約内容は賃貸借権設定20年、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地については、造成をせず現状のまま利用し、雨水については自然流下で既存の水路へ放流させます。排水施設の使用についての協議は、水路の管理者である市と協議済でございます。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。

3番、小野地区、小野島町の田1筆980㎡について、貸資材置場用地とする追認の転用申請です。契約内容は使用貸借30年、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。借人は建設機械リース業を営んでおります。本件は、ユニットハウス等のリース機材置場として、上記法人に貸し出すものとなっております。申請地については、土地の造成はなく現状のまま利用します。雨水は水路へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については現状のまま利用するため、追加の資金はありません。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がなされております。

4番、小野地区、川内町の田1筆143㎡について、住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転、贈与となっております。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、木造2階建ての住宅を建築するもので、盛土を最高0.6mほど施し、擁壁等を設置することにより被害の発生がないようにします。雨水については側溝へ、汚水等については農業集落排水へ接続する計画となっております。隣接す

る農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。また、都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

5番、有喜地区、松里町の畑1筆993㎡について、太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネルは168枚設置し、パネル設置面積429.416㎡、売電単価は18円となっております。契約内容は所有権移転、売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地については、造成をせず現状のまま利用し、雨水については敷地内に沈砂池を設け、既存の水路へ放流させます。排水施設の使用については水路利用者と協議済でございます。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確認しています。

6番、有喜地区、早見町の畑1筆755㎡のうち法面等を除く有効利用面積480㎡について、住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転、売買となっております。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上広がりがある農地に隣接しているため第1種農地に該当しておりますが、既存の集落に接続するため不許可の例外に該当します。申請地ですが、軽量鉄骨造2階建ての住宅を建築するもので、盛土を最高0.8m、切土を最高1.4mほど施し、一部には擁壁を設置、その他の法面部には貼り芝をし、被害の発生がないようにします。雨水については水路へ、汚水等については合併浄化槽を通じて水路へ放流する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。

7番、長田地区、西里町の畑1筆321㎡について、住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転、売買となっております、持分を夫婦で2分の1ずつとするものです。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、長田出張所からおおむね300m以内にある農地であるため、第3種農地に該当しております。本件ですが、木造平屋建ての住宅を整備するもので、既存の擁壁を利用します。雨水については側溝へ、汚水等については合併浄化槽を通じて側溝へ放流する計画となっております。資金については、融資証明で確認しています。

8番、小長井地区、小長井町大峰の畑1筆466㎡について、倉庫用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、売買となっております。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。譲受人ですが、個人で建築業を営んでおり、排水設備用の材料を保管するための倉庫を建築し、土地は現状のまま利用します。仮登記権利者の同意書が添付されています。雨水については自然流下、汚水等は発生しません。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明の写しで確認しています。

9番、小長井地区、小長井町小川原浦の田と畑2筆計87㎡に、併用地として宅地164.89㎡を合わせた計251.89㎡を、倉庫用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、売買となっております、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、小長井支所までおおむね300m以内にあり第3

種農地に該当しております。本件ですが、譲受人は飲料水の販売業をされており、配達用のウォーターサーバーの管理庫として利用するものです。盛土を最高1.5mほど施し、土留め工事をし、土砂流失の被害の発生がないようにします。雨水については水路に放流する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確認しています。

10番は先月保留となった案件です。長田地区、西里町の田1筆、1,500㎡のうち、太陽光パネルの支柱93本部分の面積計0.42㎡について、営農型太陽光発電施設用地とする一時転用の申請です。パネルは243枚、パネル設置面積は536.57㎡、パネルの下でシキミシバ200本を栽培するものです。売電単価は12円となっております。契約内容は使用貸借権設定10年、都市計画法上の区域は調整区域であり、農振農用地区域内の農地となっているため、原則不許可となりますが、一時転用であるため、例外的に転用が可能となります。先月の指摘事項について、借受人より回答がありました。地元水利組合との協議については、協力依頼があればその都度対応させていただくとのことです。損害保険の加入の有無及びその内容については、融資の条件で火災保険の加入は必須となっております加入は確実に行うものである。また、内容については風水害・火災など想定できる自然災害・事故に対応しているとのこと。また、周辺農地への被害が発生した場合は真摯に対応するとのことでした。事業者が変更となった際の取り扱いについては、所定の手続きを行えば容易にできるということで、万が一、何らかの事情で事業者変更が余儀なくされた場合でも継承し、引き続き運営していくとのことでした。

11番、有喜地区、有喜町の畑1筆、542㎡のうち、太陽光パネルの支柱部分50本分の面積計0.23㎡について、営農型太陽光発電施設用地とする一時転用の申請です。パネルは122枚、パネル設置面積は269.39㎡、パネルの下でシキミシバ70本を栽培するものです。売電単価は12円となっております。契約内容は賃貸借権設定10年、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準は、有喜出張所からおおむね500m以内にあり第2種農地に該当しております。被害防除計画について説明いたします。土地の造成は無く現状のまま利用し、雨水については、自然流下で側溝に放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確認しています。

12番、高来地区、高来町法川の畑1筆、1,035㎡のうち、太陽光パネルの支柱部分96本分の面積計0.44㎡について、営農型太陽光発電施設用地とする一時転用の申請です。パネルは243枚、パネル設置面積は536.57㎡、パネルの下でシキミシバ210本を栽培するものです。売電単価は12円となっております。契約内容は賃貸借権設定10年、区域区分はその他の区域であり、農振農用地区域内の農地となっているため、原則不許可となりますが、一時転用であるため、例外的に転用が可能となります。被害防除計画について説明いたします。土地の造成は無く現状のまま利用し、雨水については、敷地内に素掘りの側溝及び浸透池を設置します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確認しています。

13番、高来地区、高来町小峰の畑1筆、997㎡のうち、太陽光パネルの支柱部分98本分の面積計0.44㎡について、営農型太陽光発電施設用地とする一時転用の申請です。パネルは243枚、パネル設置面積は536.57㎡、パネルの下でシキミシバ200本を栽培するものです。売電単価は12円となっております。契約内容は賃貸借権設定10年、区域区分はその他の区域であり、農振農用地区域内の農地となっているため、原則不許可となりますが、一時転用であるため、例外的に転用が可能となります。被害防除計画について説明いたします。土地の造成は無く現状のまま利用し、雨水については、敷地内に素掘りの側溝及び浸透池を設置します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確認しています。以上で議案第5号の説明を終わります。

議長 議案第5号の説明がありましたので、1番と2番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 1番と2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、3番と4番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 3番と4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、3番と4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、3番と4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、5番と6番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土

土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 5番と6番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番と6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番と6番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、7番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 7番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、8番と9番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

委員 9番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 8番と9番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、8番と9番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、8番と9番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、関連がありますので、10番から13番・長田地区、有喜地区、高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 10番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

委員 11番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、

- 土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
- 委員 12番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
- 13番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。
- 議長 10番から13番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、10番から13番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、10番から13番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議長 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第6号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を説明します。
- 1番、小野地区、小野島町の農地1筆、4,492.37㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。
- 2番から7番は借人が同一の案件です。
- 2番、長田地区、長田町の農地1筆、1,403㎡、
- 3番、長田地区、高天町の農地1筆、776㎡、
- 4番、長田地区、高天町の農地1筆、674㎡、
- 5番、長田地区、高天町の農地1筆、1,005㎡、
- 6番、長田地区、高天町の農地2筆、1,184㎡、
- 7番、長田地区、高天町の農地2筆、1,118㎡、計6筆6,160㎡について、農業経営規模拡大を行うため、1番から6番を賃貸借10年で、7番を賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、玉ねぎ、バレイシヨの生産を主体に経営されています。
- 8番、森山地区、森山町本村の農地2筆、5,918㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、ゴーヤ、そら豆等の生産を主体に経営されています。
- 9番から13番は借人が同一の案件です。
- 9番、高来地区、高来町神津倉の農地2筆、2,091㎡、
- 10番、高来地区、高来町三部壺の農地1筆、1,353㎡、
- 11番、高来地区、高来町三部壺の農地1筆、1,408㎡、
- 12番、高来地区、高来町三部壺の農地1筆、972㎡、
- 13番、高来地区、高来町東平原の農地3筆、3,895㎡、計8筆9,719

m²について、農業経営規模拡大を行うため、使用貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、バレイショ等の生産を主体に経営されています。

14番から16番は借人が同一の案件です。

14番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、1,047m²、

15番、高来地区、高来町泉の農地1筆、2,090m²、

16番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、2,076m²、計3筆5,213m²について、農業経営規模拡大を行うため、10月から5月までの期間借地として、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、ブロッコリー、レタスの生産を主体に経営されています。

17番と18番は借人が同一の案件です。

17番、諫早地区、福田町の農地1筆、756m²、

18番、諫早地区、福田町の農地2筆、1,005m²、計3筆1,761m²について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稻、菊、メロンの生産を主体に経営されています。

19番、本野地区、本野町の農地5筆、計8,530m²を、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稻、野菜、みかんの生産を主体に経営されています。

20番、小野地区、赤崎町の農地2筆、1,201m²を、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

21番、有喜地区、早見町の農地3筆、2,713m²を、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、バレイショの生産を主体に経営されています。

22番、長田地区、正久寺の農地2筆、1,163m²を、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稻、玉ねぎの生産を主体に経営されています。

23番、森山地区、森山町慶師野の農地1筆、1,851m²を、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稻、麦、そば、大豆の生産を主体に経営されています。

以上、1番から23番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で議案第6号の説明を終わります。

議 長 1番から23番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から23番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から23番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第6,7号) 続きまして、関連がありますので、議案第6号の24番から36番、議案第7号

事務局

「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

議案第6号の24番から36番、議案第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について説明します。

議案第6号の24番、諫早地区、福田町の農地2筆、3,774㎡を、議案第7号の1番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、イチゴの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、新規就農に繋がります。

議案第6号の25番から27番は配分を受ける者が同一の案件です。

議案第6号の25番、小野地区、長野町の農地1筆、866㎡、

議案第6号の26番、小野地区、長野町の農地1筆、2,054㎡、

議案第6号の27番、小野地区、長野町の農地2筆、1,639㎡を、議案第7号の2番に使用貸借20年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、イチゴの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、新規就農に繋がります。

議案第6号の28番、小野地区、赤崎町の農地1筆、2,850㎡を、議案第7号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の29番、小野地区、川内町の農地1筆、3,355㎡のうち1,855㎡を、議案第7号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、キュウリ、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の30番、森山地区、森山町本村の農地2筆、626㎡を、議案第7号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の31番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、1,404㎡を、議案第7号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ブロッコリー、そら豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第6号の32番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、1,414㎡を、議案第7号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第6号の33番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、729㎡を、議案第7号の8番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定

を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第6号の34番、高来地区、高来町善住寺の農地2筆、2,345㎡を、議案第7号の9番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ネギ、ニンニクの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営を行うことに繋がります。

議案第6号の35番、高来地区、高来町金崎の農地2筆、2,067㎡を、議案第7号の10番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、キュウリ、水稻、蕎麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の36番、高来地区、高来町金崎の農地2筆、3,125㎡を、議案第7号の11番に賃貸借20年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、アスパラガス、ゴーヤの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

以上、第6号議案の24番から36番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第7号議案の1番から11番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議長 議案第6号の24番から27番、議案第7号の1番と2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第6号の24番から27番を申出どおり許可し、議案第7号の1番と2番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第6号の24番から27番を申出どおり許可し、議案第7号の1番と2番を「意見なし」とすることに決定いたします。

次の議案第6号の28番、議案第7号の3番は、12番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、12番委員の退席を求めます。

(12番委員・退席)

議長 議案第6号の28番、議案第7号の3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第6号の28番を申出どおり許可し、議案第7号の3番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第6号の28番を申出どおり許可し、議案第7号の3番を「意見なし」とすることに決定いたします。12番委員の入場を求めます。

(12番委員・入場 → 着席)

議 長 次の議案第6号の29番、議案第7号の4番は、11番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、11番委員の退席を求めます。

(11番委員・退席)

議 長 議案第6号の29番、議案第7号の4番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第6号の29番を申出どおり許可し、議案第7号の4番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第6号の29番を申出どおり許可し、議案第7号の4番を「意見なし」とすることに決定いたします。11番委員の入場を求めます。

(11番委員・入場 → 着席)

議 長 続きまして、議案第6号の30番から36番、議案第7号の5番から11番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第6号の30番から36番を申出どおり許可し、議案第7号の5番から11番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第6号の30番から36番を申出どおり許可し、議案第7号の5番から11番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(議案第8号) 次に、議案第8号「地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第8号「地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」を説明します。
本案は、地籍調査課が地籍調査を実施した結果、農地等に係る登記地目の変更を予定している土地について、農業委員会の意見を求められているものです。

1番、久山町の一部と貝津町の一部の市街化調整区域内の土地109筆について、農地から農地以外への変更が105筆、農地以外から農地への変更が4筆予定されています。

2番、貝津町の一部と若葉町の市街化区域内の土地72筆について、農地から農地以外への変更が70筆、農地以外から農地への変更が2筆予定されています。農地以外への地目変更が予定されているもので、公共事業等による許可不要案件以外で、転用履歴等が確認できなかったものについては、農地法の許可の確認が取れていないため、地籍調査課へ一部の案件において農地法の手続き等を必要とすると回答し、農地以外の地目から農地への地目変更が予定されている案件につきましては、異議がないと回答いたしたく存じます。以上で説明を終わります。

議 長 議案第8号の説明がありました。何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、地籍調査による農地地目の変更について、農地以外

への地目変更が予定されているもので、公共事業等による許可不要案件以外で、転用履歴等が確認できなかったものについては、一部の案件において農地法の手続き等を必要とすると回答し、農地以外の地目から農地への地目変更が予定されている案件につきましては、異議がないと回答することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、地籍調査による農地地目の変更について、農地以外への地目変更が予定されているもので、公共事業等による許可不要案件以外で、転用履歴等が確認できなかったものについては、一部の案件において農地法の手続き等を必要とすると回答し、農地以外の地目から農地への地目変更が予定されている案件につきましては、異議がないと回答することに決定いたします。

(報 告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事 務 局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。諫早地区から2件、小野地区から2件、有喜地区から1件、真津山地区から2件、本野地区から1件、長田地区から1件、多良見地区から2件、小長井地区から1件、合計12件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。小野地区から2件、森山地区から1件、高来地区から10件、小長井地区から1件、合計14件の通知が出ています。解約理由としましては、小野地区の2件と森山地区の1件が耕作者を変更するため、森山地区の残り1件は自己耕作を再開するため、高来地区の10件、小長井地区が農地中間管理機構に貸し付けるため、小長井地区の1件が売買するためとなっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」について報告します。

1番、真津山地区、真崎町の畑2筆、計653㎡を貸駐車場用地にする届出です。

報告第4号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理通知の取消願の件」について報告します。

1番、諫早地区、栄田町の畑1筆425㎡を住宅用地にする転用届が出ておりましたが、記載の取消理由により取消願の提出がありましたので受理しました。なお、この件は、次の報告第5号の1番と関連がございます。

報告第5号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」について報告します。

1番、諫早地区、栄田町の畑1筆425㎡を住宅用地にする売買の届出です。

2番、諫早地区、栄田町の畑2筆953㎡を住宅用地にする売買の届出です。

3番、小栗地区、小川町の畑1筆748㎡を分譲住宅用地にする売買の届出です。

4番、真津山地区、真崎町の田2筆、畑6筆、計3,270㎡を住宅用地にする売買の届出です。

5番、真津山地区、真崎町の畑1筆164㎡を住宅用地にする贈与の届出です。

6番、多良見地区、多良見町木床の田1筆957㎡を住宅用地にする売買の届出

です。

7番、多良見地区、多良見町市布の田1筆325㎡を住宅用地にする売買の届出です。

報告第6号「農業用施設届出書受理の件」について報告します。

1番、高来地区、高来町溝口の畑1筆27㎡を耕作用道路とする届出です。

以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 以上をもちまして、本日提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号 令和3年度事業報告承認の件 1件。

議案第2号 令和4年度事業計画(案)承認の件 1件。

議案第3号 農地法第3条許可 10件。

議案第4号 農地法第4条許可 2件。

議案第5号 農地法第5条許可 13件。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定 36件。

議案第7号 農地中間理事業に係る農用地利用配分計画 11件。

議案第8号 地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取 1件。

以上、審議件数は、全部で75件 ございました。

議長 それでは次に、その他の項目でございますが、令和3年度農業委員会互助会決算報告の承認の件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (収支決算の説明)

議長 続きまして、監事さんより監査報告をお願いします。

監事 (監査報告)

議長 令和3年度農業委員会互助会決算につきまして、報告がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、令和3年度農業委員会互助会決算については、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、令和3年度農業委員会互助会決算については、承認することに決定いたします。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事 務 局 (事務連絡)

議 長 それでは、これをもちまして、令和4年度諫早市農業委員会第1回総会を閉会いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____